

# 一般社団法人日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 専門医認定細則

令和3年4月 制定  
令和3年12月 改定  
令和4年11月 改定  
令和4年2月 改定  
令和6年4月 改定

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本細則は、形成外科領域専門医制度(以下、制度という)第2条にもとづき、形成外科領域専門医(以下、専門医という)としての資格要件および一般社団法人日本形成外科学会(以下、学会という)が行う専門医資格認定審査(以下、認定審査という)に関する諸規定を定めるものである。

## 第2章 専門医認定委員会

(構成)

第2条 制度第2条2項の専門医認定委員会(以下、委員会という)の構成は18名とする。

2. 専門医認定委員(以下、委員という)のうち10名は、社員総会において専門医である評議員の中から選挙により選出する。他の8名の委員は理事長が別途指名する。

3. 前項に定める10名の委員選出には、定款細則第7条より第9条までの規定を準用し、選出すべき人数の半数の連記投票による。

4. 委員に欠員を生じた時は、前項選出時の次点者を繰り上げ、その任期は前任者の残任期間とする。ただし、理事長指名の委員に欠員を生じた時は、理事長が追加指名する。

(任期)

第3条 委員の任期は評議員選挙を実施した年の定時社員総会終了時より、次次期定時社員総会終了時までとし、連続2期を越えることはできない。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は理事長が指名し、委員長は委員会を代表する。副委員長は委員会において委員長が指名する。

2. 委員会の議長は委員長とする。

(招集)

第5条 委員会の招集は委員長が行う。

2. 委員総数の3分の1以上から会の目的たる事項を示して請求があった時は、すみやかに委員会を招集しなければならない。

(成立)

第6条 委員会は委員総数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。あらかじめ委任状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、認定審査の場合には委任状を認めない。

(議決)

第7条 委員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(認定審査の非公開)

第8条 認定審査に関する議事は原則として非公開とする。

(議事録)

第9条 議事録は議長が作成し、議長および議事録署名人2名が署名、捺印のうえ、委員会および学会に保存する。

## 第3章 専門医の認定申請

(専門医申請資格)

第10条 専門医申請資格は、以下の各号を充足するものとする。

- (1) 6年以上日本国医師免許証を有するもの。
- (2) 義務化された臨床研修2年の後、本制度施設認定細則に定める研修施設において通算4年以上の形成外科研修を行うこと。
- (3) 前号の形成外科研修は、専門研修基幹施設における6ヶ月以上の研修期間を含まなければならない。
- (4) 前々号の形成外科研修は、3ヶ月以上の地域医療研修を含まなければならない。
- (5) 第12条に定める症例を経験し、本細則第13条、第14条に定める記録を有するもの。
- (6) 学会主催の講習会(春季学術講習会、秋季学術講習会)4回以上の受講歴を有すること。
- (7) 1編以上の形成外科に関する論文を筆頭著者とし

て発表しているもの（発表誌は年2回以上定期発行され、査読のあるものとする）。

（研修期間）

第11条 形成外科専門研修は4年以上とする。但し臨床研修期間中の形成外科研修は含まない。

2. 形成外科専門研修期間における勤務形態は、週32時間以上かつ週4日以上とする。

3. 大学院生、時短勤務者、非常勤医などにあつて、前項に満たない勤務形態での研修期間に関しては以下とする。

1) 週3日勤務の研修期間は、実期間の3/4

2) 週2日勤務の研修期間は、実期間の1/2

3) 週1日勤務の研修期間は、実期間の1/4

4. 研修実績は、当該研修施設の施設長、または所属長の認定を要する。なお、申請内容に疑義が生じた場合、委員会で審議することがある。

（必要経験症例）

第12条 専門医認定申請を行うものは、研修期間中に所属研修施設上席医師の指導下で所定の手術症例を経験しなければならない。

2. 前項に関わる症例を以下のごとく分類する。

I 外傷

II 先天異常

III 腫瘍

IV 瘢痕・瘢痕拘縮・ケロイド

V 難治性潰瘍

VI 炎症・変性疾患

VII 美容

VIII その他

3. 研修期間中に経験すべき必要手術症例数（うち術者として経験すべき症例数）の下限を以下のごとく定める。

I 60 (10)

II 15 (4)

III 90 (18)

IV 15 (3)

V 25 (3)

VI VIIIと合わせて15 (2)

VII 0 (0)

VIII VIと合わせて15 (2)

（研修記録）

第13条 専門医認定申請を行うものは、前条に記された必要経験症例を含め、所属研修施設上席医師の下で直接手術に関与した300症例（うち80症例以上は術者として経験した手術症例）の一覧表を研修記録として提出しなければならない。

（手術症例病歴要約）

第14条 専門医認定申請を行うものは、研修期間中に所属研修施設の指導医の下で、形成外科専門技能を要する

手術を術者として経験し、うち10症例の病歴要約を所定の用紙に記載し提出しなければならない。

2. 前項の10症例は、第12条2項に示す8項目のうち5項目以上を含まなければならない。

3. 同一項目かつ同一術式の症例が重複することは好ましくない。

## 第4章 専門医資格認定審査

（提出書類）

第15条 認定審査を受けようとするものは、所定の認定審査料を学会に納付した上で、所定の書類を定められた期日までに委員会に提出しなければならない。

（審査日時等の告示）

第16条 委員会は年一回認定審査を施行する。その日時、その他については実施3ヵ月前までに告示する。

（資格認定審査）

第17条 委員会は、以下の認定審査を行う。

(1) 書類審査

専門医認定申請者の、第10条に定める申請資格を提出書類に基づき審査する

(2) 試験審査

書類審査合格の者に対し以下の試験審査を行う。

1) 形成外科的一般知識に関する筆記試験

2) 主に申請者の研修記録について口頭試問

2. 認定審査において、提出書類の虚偽記載や不正行為が発覚した場合、第10条に関わらず専門医申請資格を停止する。

3. 前項の停止期間については理事会で決定の上、すみやかに申請者に通知する。

（審査結果の通知）

第18条 委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は専門医としての有資格者を機構に報告し、そののち機構での審査結果をすみやかに申請者に通知する。

（登録）

第19条 認定審査合格者は、所定の登録料を機構と学会に支払う。機構は専門医認定証を交付する。学会は認定審査合格者を専門医登録原簿に登録し、公示する。

（手数料の返還）

第20条 既納の審査料、登録料は、原則としてこれを返還しない。

（異議申し立て）

第21条 資格認定審査の結果に異議がある者は結果を通知した消印日から14日以内に文書で委員会に対し異議申し立てをすることができる。

## 第5章 細則の変更手続

第 22 条 この細則の改廃は、理事会において行う。

#### 附 則

この細則は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 27 年以前に施行された医師国家試験合格者で令和 3 年度までの専門医申請者については日本形成外科学会専門医制度による。